

「被災地内看護職との協働による避難所・仮設住宅・在宅における看護活動（宮城班）

## 活動報告書

大郷町に在住する被災者及び支援者こころの支援活動  
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をうけた活動の変更

令和元年東日本台風（台風19号）から11ヶ月が過ぎ、被災者は見通しのつかない復興過程や、生活行為の制限を余儀なくされる応急仮設住宅等での生活などにより、精神的に安寧な状態を保持することが困難な状況にある。今後も応急仮設住宅等での生活が継続されることから、生活再建に向けた精神的な負担が増加すると考えられる。そこで、看護職による健康相談や健康教育、リラクゼーションケアを通して、被災者および災害復興支援にあたる支援者の精神的安寧を図るとともに、地域におけるリラクゼーションケアの実践者を育成することを目的に、2020年9月18日（金）、20日（日）に、大郷町に在住する被災者及び支援者を対象に大郷町保健センターおよび大郷町総合運動場仮設団地談話室を会場とした活動を企画していた。

新型コロナウイルス感染症が拡大してきている時期でもあり、支援自治体担当課に実施に向けた対策等について確認しながら準備してきた。しかし、9月に入り宮城県内の感染者数は増加を続けており、9月13日について「みやぎアラート3」となった。このことを受け、プロジェクト内で検討した結果、以下の通り方針を決定した。

- ① 宮城県外からの支援は中止とする。県内の支援者は支援自治体に企画の実施について確認し、支援者が入って良いか意向を確認する。
- ② 支援自治体が活動を実施するのであれば、予定していた内容については、遠隔で対応する。
- ③ プロジェクトの予算は令和3年3月まで使用可能であるため、支援自治体が今回の企画を延期するのであれば、再度計画し実施することも可能であることを自治体に伝える。

上記の方針を基に、支援自治体に確認した結果、今回の企画は中止とした。今後、令和3年3月までの間に新型コロナウイルス感染症の動向をみながら実施する予定である。

ただし、被災者等に対する心のケアは急務であり、今回購入した「心のケア」に関するパンフレット等を活用し、自治体保健師が家庭訪問、保健福祉事業等に対応することに変更した。地元保健師等と協力して心のケアに関するパンフレットを配布し啓蒙活動につなげている。

(パンフレット→)



監修:三村 将, 東京法規出版



東京法規出版